

大野小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会の名称は、大野小学校 PTA(略称大野小 PTA、以下、本会という)という。
第2条 本会の事務所は、大野小学校(揖斐郡大野町大野177)におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校、社会における児童の心身の健全な育成を図ると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的をとげる為に次の活動をする。
(1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
(2) 家庭と学校との関係をいっそう緊密にすると共に、一般社会の協力を促進して児童の健全な発達を図る。
(3) 児童の教育的環境の整備に努める。
(4) よい保護者、よい教職員となる為、研修に努める。

第3章 方針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
(1) 教育並びに福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
(2) 特定の政党や宗教にかたよること無く、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
(3) 本会または本会の役員の名で、公私の選挙候補を推薦しない。
(4) 公教育を充実することに努める。
(5) 学校の人事その他管理運営には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 本会の会員は、大野小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者及び大野小学校に勤務する教職員。
第7条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第5章 経理

- 第8条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。
第9条 本会の会費は、総会において決定する。その額は細則で示す。
第10条 本会の経理は、総会において、議決、承認を得なければならない。また、決算は会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。
第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 本部役員
 - ①会長1名、副会長3名以内、書記1名、会計1名、特別会計1名
- (2) 委員長
各種委員会ごとに1名
- (3) 委員
 - ①地区委員 地区ごとに1名
 - ②学級委員 学級ごとに数名(詳しくは、細則に記す)、但し、仲よし学級は除く
- (4) 指名委員 地区より6名 本部役員より1名 学校より1名
- (5) 会計監査委員 2名
- (6) 顧問 本部役員経験者

第13条 役員は、他の役員を兼ねることはできない。

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第15条 役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録保管し、また諸会合の連絡を通知する。
- (4) 会計・特別会計は、本会のすべての会計事務を処理すると共に、翌年度始めに定期総会において、会計監査を経て決算報告をする。
- (5) 委員長は、各種委員会の活動計画を立案し、円滑な委員会活動を推進する。
- (6) 地区委員は、地区全体を掌握し、地区活動を推進する。
- (7) 学級委員は、教職員と協力し学級PTA活動を推進するとともに、各種委員会に所属し委員会活動を推進する。
- (8) 会計監査委員は、会計監査を執行し、その結果を総会で報告する。
- (9) 顧問は、本会の運営や活動について、会長の要請に応じて適宜相談や活動の補助をする。

第16条 役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 各地区会員と本部役員、教職員の中より互選された者より、役員候補者指名委員会を構成し、本部役員候補者を指名する。
- (2) 指名された本部役員候補者は、年度末の役員総会において承認決定され、毎年4月1日に就任し、総会において報告される。
- (3) 委員長は、会長の委嘱、または委員会ごとの互選とする。
- (4) 地区委員は、原則として各地区の代表理事をもって充てる。但し、地区の実情によってはこの限りではない。
- (5) 学級委員は、各学級からの立候補または選挙によって選出される。

第7章 会 議

第17条 本会の会議は次の通りとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 総 会 | (5) 各種委員会 |
| (2) 役員総会 | (6) 指名委員会 |
| (3) 本部役員会 | (7) 特別委員会 |
| (4) 運営委員会 | |

第8章 総 会

第18条 総会は、会員をもって構成される。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関である。
- (2) 総会は、会長が招集し、年度始めに開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (3) 総会の定足数は、会員の過半数(委任者を含む)とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (4) 総会は、新役員の報告、予算、決算の報告と承認、年度内の事業を審議するとともに、必要事項についても審議決定する。

第9章 役員総会

第19条 役員総会は、本部役員及び各種委員長、地区委員、学級委員をもって構成される。

- (1) 役員総会は、総会に次ぐ決議機関である。
- (2) 役員総会は、会長が招集し、年度始めと年度終わりに開催する。また、必要に応じて臨時役員総会を開くことができる。
- (3) 役員総会の定足数は、本部役員及び各種委員長、地区委員、学級委員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (4) 役員総会は、新役員の承認、重要会務について、協議決定する。

第10章 本部役員会

第20条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、特別会計、校長、教頭をもって構成される。

- (1) 本部役員会は、会長が招集し定例的に開催する。
- (2) 本部役員会は、提案議事の連絡調整、対外的な事業の諸連絡や調整などを行う。

第11章 運営委員会

第21条 運営委員会は、本部役員、各種委員長及び校長、教頭、教員代表をもって構成する。

- (1) 運営委員会は、会長が招集し定例的に開催する。
- (2) 定足数は、運営委員の過半数とし、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 運営委員会は、本会事業の企画、運営や各種委員会の立案事業の連絡、調整をし、総会において委任された事務の処理をする。

第12章 各種委員会

第22条 本会の必要な事業について、立案、実践するため各種委員会を置く。

- (1) 各種委員会は、委員長、地区委員、学級委員及び委員会担当(本部役員、教職員)をもって、それぞれの委員会を構成する。

第23条 各種委員会の種類及び任務は、次の通りとする。

- (1) 生活安全委員会
地区全体を掌握し、学校や地域と連携して地区における生活・交通安全、登下校指導、挨拶指導など地区活動を推進する。また、各地区における資源回収を推進する。
- (2) 学級委員会
学級委員は、全員が学級委員会に所属し、学級や学年のPTA諸活動を推進する。
- (3) 環境厚生委員会
学校の望ましい教育的環境の整備を図るために、資源回収や奉仕作業などの諸活動を推進する。また、望ましい健康・食生活に関わる活動を推進する。
- (4) 広報委員会
学校の教育活動やPTA活動などの情報を会員に伝えるために、会報を発行する。
- (5) 母親委員会
保護者や父母としての資質を高める研修や、家庭教育の充実に関わる諸活動を推進する。
- (6) 親子読書委員会
子どもに読書習慣を身に付けさせ、心豊かな親子関係を育てていく活動を推進する。

第24条 各種委員会の組織編成等については、細則で定める。

第13章 指名委員会

第25条 本会の本部役員を指名するため、指名委員会を置く。

- (1) 指名委員会は、各地区から選出された委員及び本部役員、学校代表職員により構成する。
- (2) 指名委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 指名委員会は、本部役員を指名し学年末の役員総会で報告する。
- (4) 指名委員の任期は1ヶ年とする。

第14章 特別委員会

第26条 特別な事項について必要がある時は、会長は特別委員会を設ける事ができる。

第15章 会計監査委員

第27条 本会の経理を監査するために、2名の監査委員を置く。

第28条 会計監査委員は、総会において推挙される。

第29条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計を監査すると共に、総会において会計監査報告を行う。

第30条 会計監査委員の任期は、1ヶ年とする。

第16章 改正

第31条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正する事ができる。

第17章 付則

第32条 本会の円滑な運営のために、規約に反しない限りにおいて必要な細則を定める。細則は役員総会の議決を経て定め、細則を制定または改廃した場合は、次の総会に報告する。

第33条 この規約は、昭和61年3月10日から実施する。

規約改正…平成 3年 4月 1日

規約改正…平成11年 4月15日

規約改正…平成13年 4月23日

規約改正…平成16年 4月23日

規約改正…平成18年10月28日

規約改正…平成23年 3月11日

規約改正…平成29年11月29日

大野小学校PTA細則

第1条 会 費

- (1) 年間2100円とし、年度始めに全額納入する。
- (2) 転入者は、学期当たり700円割りで転入時に納入し、転出者への返金はしないものとする。

第2条 指名委員

- (1) 指名委員は各地区より6名、本部役員より1名と学校代表1名を選出する。
- (2) 各地区からの指名委員は、原則として児童が卒業し次年度には在校生がいなくなる保護者の中から選出する。
- (3) 指名委員を選出する地区は、次の6地区とする。
大野北・古城北より1名、大野南・大野中より1名、
野、西方、桜大門、より各1名、黒野中・北屋敷より1名。

第3条 地区理事

- (1) 地区は分団単位として、次の10地区とする。
古城北、大野北、大野中、大野南、野、西方、桜大門、樹心寮、黒野中、
北屋敷
- (2) 各地区の実情に応じて必要な人数の地区理事を選出する。
- (3) 各地区には、代表理事を1名置く。
- (4) 地区理事は、地区の円滑なPTA活動に尽力し、実情に応じて必要ときに分団ごとの地区理事会を開く。
- (5) 1学期に合同地区理事会を開き、地区に関わる事業の共通理解を図る。

第4条 役員を選出

- (1) PTA役員は、誰もが経験し、公平に選出されることを基本とする。
- (2) 役員は、一家庭一役員とする。一家庭で二つ以上の役員を兼ねない。

第5条 地区委員

- (1) 地区委員は、全てが生活安全委員会に所属し活動する。

第6条 学級委員・学年委員

- (1) 学級委員・学年委員は、4月当初に各学級・学年に配付される投票用紙にて行われる選挙結果で決定する。
- (2) 1・3年生は各学級から学級委員を、2・4・5・6年生は学年から学年委員を選出する。
- (3) 原則として学級委員は、学級ごとに父親1名、母親3名を選出し、学年委員は各学年から父親2名、母親4名を選出する。立候補の意志がある場合は、投票用紙にその旨を記入する。立候補は選挙に優先する。ただし、PTA 本部役員が必要と判断した場合、学級委員および学年委員の選出人数を変更することができる。
樹心寮からは、学級(学年)委員として男性1名、女性1名を選出する。選出する学級(学年)の位置付けは本部役員が決定する。
- (4) 学級委員は、全てが学級委員会に所属し、必要に応じて学級委員会を開く。また、学年委員は全てが学年委員会に所属し、必要に応じて学年委員会を開く。
- (5) 学級委員・学年委員は、学級代表・学年代表を選出し、必要に応じて学級PTA や学年PTA を開く。また、学級(学年)懇談会の進行を務める。学級委員・学年委員として、学年独自の行事を実施することはない。また、ベルマークの収集は休止する。

(6) 学級委員・学年委員は、別表1に基づき各種委員会に分かれて所属し活動する。

第7条 各種委員長

- (1) 委員長は、新年度の委員の中で互選する。
- (2) 委員長は、特別に会長の委嘱によって選出することもできる。
- (3) 委員長の任期は、1年とする。
- (4) 委員長を一度経験すれば、その後は委員となっても委員長の選出対象者から除外を申し出ることができる。

第8条 本部役員

- (1) 副会長のうち1名は母親代表とする。県や西濃、郡などの母親代表が本会に指定されてきた場合は母親の副会長がその任にあたる。
- (2) 本部役員の任期は3年を限度とする。特別な場合はこの限りではない。
- (3) 本部役員退任後は、その家庭の全ての子どもが卒業するまで顧問となる。平成18年度本部役員及び顧問から適用するものとする。

第9条 役員選出対象の除外の申し合わせ

- (1) 次の場合は役員選出対象から除外され、その家庭は役員に選出されない。ここでいう役員とは、地区委員及び学級委員、各種委員長、本部役員のことをいう。
 - ① 一子一役員とし、一人の子どもについて1度役員を経験すれば、その子どもについて2度目の役員があたることはない。但し、役員選出対象者が不足する場合は、この申し合わせは適用されない。地区委員、学級委員についても同様である。平成19年度の役員から適用するものとする。
 - ② 各種委員会において、当該役員の活動実績が認められない場合(著しく欠席が多い等)は、一子一役員の免除を適用されず、次年度の役員選出の対象とする。なお、活動実績についての協議は本部役員立会いのもと、各委員会で行う。平成28年度の役員から適用するものとする。
 - ③ 当該年度の地区委員及び本部役員は学級委員選出から除外される。
 - ④ 特別な事情により、本部役員会で学級委員選出から除外が適当と認められた家庭については、学級委員選挙名簿から除外することができる。
 - ⑤ 仲よし学級に所属する児童の保護者については、仲よし学級委員組織が別にある為、学級委員選出名簿から除外する。
- (2) (学級・母親・親子読書・家庭教育学級の各委員及び本部役員・各種委員長を2回以上経験した者は、斜め線により対象外とする)という17年度4月総会で確認した細則は、18年度までの実績を認め、今後も生かす。

第10条 規定

本会の運営に関し、規約や細則に反しない限りにおいて必要な規定を定める。規定は運営委員会の議決を経て定め、規定を制定または改廃した場合には、その結果を次の役員総会に報告する。

細則改正 平成19年3月15日
細則改正 平成20年4月 1日
細則改正 平成22年3月 3日
細則改正 平成26年3月 7日
細則改正 平成27年3月 4日
細則改正 平成29年3月 9日
細則改正 平成30年3月 9日

